

公募公告

下記のとおり公告します。

令和5年1月25日

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長 坂本 里和

記

1. 公募に付する事項

(1) 件名

令和5年度タクシーの供給に関する請負契約

(2) 業務内容

経済産業省（経済産業省本省、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁）における職員の深夜業務における帰宅及び外部での急務発生時等の職員の安全かつ安定した輸送確保を目的としたタクシー供給契約

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、令和4・5・6年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「運送」の営業品目を選択した者であること。

(4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(5) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

(6) 事業種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。

(7) 一法人につき、関東運輸局認可のタクシー所有台数が500台以上であること。

(8) 公募説明書の交付を受けた者であること。

(9) その他の参加資格については、公募説明書による。

3. 公募説明書の交付場所

調達ポータルサイトの「調達情報の検索 調達種別の選択」から「公募型プロポーザル情報」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達資料」を必ずダウンロードすること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

4. 適合証明書の提出期限及び場所

参加を希望する者は、公募説明書の交付を受け、提出期限までに適合証明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年2月6日(月) 12時00分まで
- (2) 提出場所 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省大臣官房会計課契約担当 小坂多恵子(本館10階東1)
電話 03-3501-1616
- (3) 提出書類 経済産業省が指定する適合証明書及び同証明書にて指示する添付資料
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送する場合には、期限に余裕をもち、配達記録が残る形で郵送するものとし、郵送した旨をE-mail等で連絡すること。(郵送による場合は提出期限必着とする。) いずれの提出方法も、期限を過ぎた提出は無効とする。

5. 契約者の決定

適合証明書及び添付資料を提出した者のうち、全項目に適合した全ての者と契約する。

6. 適合証明書の無効

次の各号の1つに該当する申込は、無効とする。

- (1) 本公告に示した資格のない者
- (2) 提出書類に不備があった者
- (3) その他公募説明書による。

7. その他

(1) 本件に関する照会先

経済産業省大臣官房会計課契約担当 小坂 多恵子(本館10階東1)

電話 03-3501-1616

E-mail keiyakuchohi@meti.go.jp

- (2) 本調達、令和5年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とする。

公募説明書

件名：令和5年度タクシーの供給に関する請負契約

1. 令和5年度タクシーの供給に関する請負契約公募説明書
2. 令和5年度タクシーの供給に関する請負契約仕様書
3. (別添) 共通タクシー乗車券(料金後払いタクシー乗車券)の仕様書
4. 適合証明書様式
5. 契約書(案)

経済産業省大臣官房会計課

令和 5 年度タクシーの供給に関する請負契約
公募説明書

「令和 5 年度タクシーの供給に関する請負契約」の受託を希望する事業者は、下記により「適合証明書」を作成の上、添付資料を添えて提出をお願いします。

1. 件名

令和 5 年度タクシーの供給に関する請負契約

2. 業務内容

経済産業省（経済産業省本省、資源エネルギー庁及び特許庁及び中小企業庁）における職員の深夜業務における帰宅及び外部での急務発生時等に電話による配車等により当省職員の指示する目的地まで安全に運送する。

3. 本公募に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和 38 年 6 月 26 日付け 38 会第 391 号）により、令和 4・5・6 年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「運送」の営業品目を選択した者であること。

(4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(5) 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

(6) 事業種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。

(7) 一法人につき、関東運輸局認可のタクシー所有台数が 500 台以上であること。

(8) 公募説明書の交付を受けた者であること。

4. 契約条件

(1) 24 時間 ETC の装着車が配車可能であり、領収書を発券できること。

(2) 本公募により経済産業省（以下「当省」という。）が契約する全ての者で使用可能な共通タクシー乗車券（料金後払いタクシー乗車券。以下「タクシー乗車券」と

いう。)を無償で当省に提供できること。(本公募により当省が契約する全ての者の間で協議し、当省が提示する共通タクシー乗車券(料金後払いタクシー乗車券)の仕様書(別添)を参考に作成の上、提供できること。)

- (3) 本契約に係る事務手数料がかからないこと。
- (4) 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を適切に行うこと。
- (5) 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時、翌営業日午前中までに当省担当者まで報告を行える体制を有すること。
- (6) 当省からタクシー乗車券の請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に納入可能なこと。
- (7) タクシー料金請求書を月末締めで、翌月10日(土日祝日の場合は翌営業日)までに使用したタクシー乗車券を添付の上、提出可能なこと。
- (8) タクシー料金請求時に、当省の各部課単位(別紙1)の明細書(利用日、タクシー乗車券番号、氏名、乗車地、降車地、利用料金、高速料金等、合計額が明記されているもの。)及び電子媒体(別紙2(エクセル))を添付できること。
- (9) 平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和4年2月一部改正)の「旅客輸送(自動車)の判断基準」(別紙3)を満たしていること。なお、左記方針が変更された場合は、協議の上、最適な措置を講ずるものとする。

(参考)「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」は毎年2月上旬に閣議決定されている。(令和4年度の基本方針は令和4年2月25日付に決定。)

環境省公式サイト(ホーム>政策>政策分野一覧>総合環境政策>環境と経済>グリーン購入法について>環境物品等の調達の推進に関する基本方針)

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

5. 適合証明書の無効

- (1) 上記3.に示した参加する者に必要な資格のない者及び参加に関する条件に違反した者の提出した適合証明書
- (2) 記載事項等が不明確である適合証明書
- (3) 必要書類が添付されていない適合証明書
- (4) 提出期限を過ぎた適合証明書

6. 提出書類

募集期間中に次の書類(各2部(原本1部、副1部))を提出のこと。

- ・適合証明書(別紙様式1及び2。)
- ・同証明書にて指示する添付資料

7. 適合証明書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限 令和5年2月6日(月) 12時00分まで
- (2) 提出場所 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省大臣官房会計課契約担当 小坂多恵子(本館10階東1)
電話 03-3501-1616
- (3) 提出書類 当省が指定する適合証明書及び同証明書にて指示する添付資料
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送する場合には、期限に余裕をもち、配達記録が残る形で郵送するものとし、郵送した旨をE-mail等で連絡すること。(郵送による場合は提出期限必着とする。)いずれの提出方法も、期限を過ぎた提出は無効とする。

8. 契約相手先の選定方法

提出された適合証明書(別紙様式2)の全項目に適合した全ての者と契約する。

なお、適合証明書の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した場合、契約を解除する場合がある。

9. その他

- (1) 本調達は、令和5年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とする。契約先の決定や予算の執行は令和5年度予算の成立等が前提であり、今後内容等が変更になることがある。
- (2) 契約の締結、履行の際に、法令、基準その他の国の方針が変更になった場合等、契約の適正な履行を図るため必要な書類等を求める場合がある。
- (3) 本公募の結果、契約を締結してもタクシーの利用を保障するものではない。
- (4) 本公募により、令和5年度の契約相手先として内定した事業者と当省とで、令和5年4月1日(土)からの業務履行が円滑に遂行されるよう乗車券の印刷条件等につき協議を行うので速やかに対応すること。

令和5年度タクシーの供給に関する請負契約仕様書

1. 件名

令和5年度タクシーの供給に関する請負契約

2. 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

3. 契約金額

契約の対象とする料金は、次に掲げる料金であるものとする。

① 乗車走行料金。（待時間料金及び配車取り消し料金を含む。）

② 高速道路通行料金、有料道路使用料金及び有料駐車場料金。

上記に定める料金については、関東運輸局長が認可した別紙認可書及び変更届出書に定める料金により使用した乗車券に記載した料金とする。

ただし、本契約期間中に関東運輸局長の承認に基づく料金改正があったときは、その適用の日から新たな料金によるものとする。

上記に定める各料金については、請負人が利用者の請求又は了解を得て有料の道路若しくは駐車場を使用した場合に注文者が負担するものとする。

4. 契約内容

- (1) 請負人により作成され、経済産業省本省、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁が発行した共通タクシー乗車券（以下「乗車券」と言う。）を所持する者（利用者）が配車を申し込んだときは、請負人は指定した台数、時間及び場所にタクシー（ETCの装着車）を供給し利用させるものとし、注文者はその対価を支払うものとする。
- (2) 利用者がタクシーを使用し下車する際、乗車券に乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等を正確に記入し、請負人の乗務員に手渡し領収書を受け取る方法によりタクシーを利用する。
- (3) (2) に定める乗車走行料金について乗車券に記入する金額は、車両に備え付けの料金メーターに表示された金額とする。
- (4) 請負者は前記3. 契約金額で定める料金の合計額を毎月分ごとに利用者が使用した乗車券の利用枚数を月の末日で締め切り、乗車券に記載の金額を集計し、同乗車券等を提出し、注文者又は注文者の指定する職員の検査に合格した後、注文者に請求するものとする。

その際、請求書に乗車券、各部課単位（別紙１）の請求明細書（※１）及び電子媒体（別紙２（エクセル））（※２）を下記７．に記載の当省担当課室に提出する。

（※１）経済産業省本省及び特許庁宛てについて、請求明細書は不要。電子媒体のみ各部課単位にすること。

（※２）電子媒体（別紙２（エクセル））の「部課名番号」欄は、下記７．に記載の経済産業省及び特許庁の担当課室に確認の上、指定の番号を入力すること。

５．請負事業を実施するに際し、発注者及び請負者が負うべき責任

本契約を履行するにあたり、発注者及び請負人が負うべき責任は契約条項のほか、次に定めるところによるものとする。

① 請負人は、利用者の乗車中タクシーの乗務員の責に帰すべき理由により、交通事故のため利用者又は第三者若しくは物件に損害又は損傷（以下「損害等」という。）を与えた場合は、請負人が責任をもって賠償しなければならない。

② ①の場合において損害等を受けた者が利用者であるときは、請負人は、利用者に対し損害賠償の責任を負うものとし、その賠償額等は、注文者、請負人及び利用者の協議により決定するものとする。この場合において、賠償額等の決定までに相当の期間を要すると見込まれるときは、請負人は、利用者に対し応急的処置として、別途注文者、請負者及び利用者が協議し決定した額を賠償額等の内金として速やかに補償するものとする。

なお、利用者が損害等を受けた場合において、注文者が利用者に対し法定の補償その他必要な費用の支払を行ったことにより損失を受けたときは、その損害等について請負人は、注文者に対し損害賠償の責任を負うものとし、その賠償額等は、注文者と請負人との協議により決定するものとする。

③ 注文者の所有する乗車券の盗難紛失等によって生じた損害は、注文者が負担するものとする。ただし、請負人は、注文者から前記乗車券の盗難紛失等の通報を受けたときは、不正使用の防止に協力するものとする。

④ 請負人は、タクシーの運行中利用者が第三者の責任による交通事故の被害を受けたときは、事故後の加害者との補償等の交渉について、注文者に協力するものとする。

６．その他

（１）契約金額の支払及び発注者及び請負者が負うべき責任に関し定めた規定は、請負者の定める運送約款に対し、特約を定めたものであることを注文者及び請負人は、互いに確認する。

(2) 記載されていない事項については、当省担当課室の担当者と請負者間の協議により実施することとする。

(3) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

7. 担当課室

・経済産業省

大臣官房会計課 契約担当

・資源エネルギー庁

長官官房総務課会計室 物品管理係

・特許庁

総務部会計課 契約第一班契約第一係

・中小企業庁

長官官房業務管理官室 管理一係

(別紙 1)

※個別に請求明細書を作成する部局

枠内の各部課単位に請求明細書を作成すること。

○経済産業省本省宛て

※経済産業省本省宛てについて、請求明細書は不要。電子媒体のみ各部課単位にすること。

大臣官房秘書課
大臣官房総務課
大臣官房会計課
大臣官房厚生企画室
大臣官房業務改革課
大臣官房情報システム室
大臣官房調査統計G
大臣官房福島復興推進G
経済産業政策局
地域経済産業G
通商政策局
貿易経済協力局
産業技術環境局
製造産業局
商務情報政策局
商務・サービスG
産業保安G
大臣官房秘書課 2 (支援T)
電力・ガス取引監視等委員会

○資源エネルギー庁宛て

一般会計
エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定)

○特許庁宛て

※特許庁宛てについて、請求明細書は不要。電子媒体のみ各部課単位にすること。

特許庁長官
特許庁技監
特許庁総務部長
特許庁審査業務部長
特許庁審査部長
特許庁審判部長
特許庁秘書課
特許庁総務課
特許庁情報技術統括室
特許庁会計課
特許庁企画調査課
特許庁普及支援課
特許庁国際政策課・国際協力課
特許庁審査業務課
特許庁商標課
特許庁意匠課
特許庁調整課
特許庁審査推進室
特許庁審判課

○中小企業庁宛て

中小企業庁

ただし、請求明細書の作成は、上記の内利用実績があった部課のみで可。

※令和4年12月末日現在

※部課単位については、年度途中に変更することがあり得る。

タクシー料金明細書 (〇〇年〇〇月)

経済産業省 (本省・資源エネルギー庁・中小企業庁・特許庁) (別紙2)

①日付	②部課名(番号)	③伝票No	④氏名	⑤乗車地	⑥降車地	⑦乗車時間	⑧降車時間	⑨運賃	⑩通行料金等	⑪合計	⑫タクシー会社名	備考
<データ形式>												
日付型	数値	数値	文字列	文字列	文字列	時刻(任意)	時刻(任意)	数値	数値	数値	文字列	文字列
<記載例>												
2023/4/1	1	123456	経産 太郎	霞が関	上北沢	1:25	1:50	24,000	1,200	25,200	〇〇タクシー	
2023/4/3	2	234567	経産 花子	霞が関	中目黒	23:00	23:20	6,390	500	6,890	〇〇タクシー	
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		

- ① 日付けを記載してください。
- ② 部局名を記入してください。(部課名番号(数値)で記載ください。)
- ③ チケットナンバーを記載してください。
- ④ チケットの氏名を記載してください。
- ⑤ 乗車地を記載してください。
- ⑥ 降車地を記載してください。
- ⑦ 乗車時間を記載してください。(任意)
- ⑧ 降車時間を記載してください。(任意)
- ⑨ 運賃を記載してください。
- ⑩ 通行料金等を記載してください。
- ⑪ 合計金額を記載してください。
- ⑫ タクシー会社名を記載してください。

(別紙3)

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

令和4（2022）年2月

2 2 - 8 旅客輸送（自動車）

(1) 品目及び判断の基準等

旅客輸送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号）及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第3号）を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。
------	--

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和2年1月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

- ウ．エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
- エ．運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 4 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 5 判断の基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 一般貸切旅客自動車にあつては次の要件ア及びイを満たすことをいう。
- ア．エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
- イ．輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- 一般乗用旅客自動車にあつては次の要件ウを満たすことをいう。
- ウ．配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。
- 6 配慮事項②の「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１３－１ 自動車」を対象とする。
- 7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
☐	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
☐	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
☒	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
☒	ディーゼル車にあつては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
☒	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
☒	ディーゼル車にあつては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	

■	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
■	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
□	ディーゼル車にあつては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
■	ディーゼル車にあつては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
■	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
□	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
□	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
□	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
□	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「**情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書**」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

- 2) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 3) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

- 6) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

- 7) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方

法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

- 8) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 11) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1) から 10) まで及び 12) から 18) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受注者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 13) 受注者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。
なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。
- 14) 受注者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対

策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

15) 受注者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

16) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS（SSL）化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、受託者は、本契約を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（I S M A P）」

において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

- 18) 受注者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

- (a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
- (c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらが無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

令和 年 月 日

経済産業省 _____ 課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項 2)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 3)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員（以下「担当職員」という。）の許可を得る。 なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 4)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 5)	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 6)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 7)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	

情報セキュリティに関する事項 8)	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和3年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）（以下「規程等」と総称する。）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 9)	経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項1）から10）まで及び12）から18）までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 12)	外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受注者が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバ等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施する。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務の実施に当たって、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じる。 なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いる。	
情報セキュリティに関する事項 14)	ウェブサイトの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従う。また、ウェブサイトの構築又は改修時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 15)	ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. gov.jp」を使用する。	
情報セキュリティに関する事項 16)	情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。 （1）各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。 （2）情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。 （3）不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。 （4）情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。 （5）サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等	

	を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。 (6) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS (SSL) 化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。	
情報セキュリティに関する事項 17)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項8）」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。なお、本業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（I SMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 18)	ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。 (1) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。 ①ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。 ③提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTML ソースを表示させるなどして確認すること。 (2) 提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。 (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。 (4) 電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。 (5) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンの OS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を OS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。 (6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。	

記載要領

1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2) から18) までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1) に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。
(この報告書の提出時期：定期的（契約期間における半期を目処（複数年の契約においては年1回以上））。)

共通タクシー乗車券（料金後払いタクシー乗車券）の仕様書

1. サイズ

タクシー乗車券（当省の控えである半券を含む。）のサイズが概ね横14cmから18cm、縦6cmから8cmであること。

2. 記載事項

(1) タクシー乗車券（表面）

- ① タクシー乗車券番号（半券と共通番号）
- ② 経済産業省 共通タクシーチケット
- ③ 当日限り有効（翌朝まで）
- ④ 経路
- ⑤ 氏名
- ⑥ 年 月 日 時 分
- ⑦ 部課名
- ⑧ 料金
- ⑨ 通行料、駐車料（有料道路交通料金及び有料駐車場料金等）
- ⑩ 合計

(2) タクシー乗車券（裏面）

- ① 契約者一覧（マーク及び配車電話番号等）
- ② タクシー会社
- ③ 乗務員名

(3) 半券

- ① タクシー乗車券番号
- ② 年 月 日
- ③ 部課名
- ④ 氏名
- ⑤ 経路
- ⑥ 料金

3. その他

(1) タクシー乗車券と半券にミシン目が入っていて、半券も含め、1枚ごとの切り離しができること。

(2) タクシー乗車券のレイアウト等詳細については、本公募により、令和5年度の契約相手先として内定した事業者と当省とで協議を行うこと。（協議によっては、上記2. 記載事項に掲げる事項の増減又は変更の可能性がある。）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
経済産業省大臣官房会計課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和5年度タクシーの供給に関する請負契約の公募に関し、契約条件に適合することを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、契約期間中、仕様書に従い万全を期して履行しますが、万一不測の事態が生じた場合には、経済産業省大臣官房会計課長の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適合証明書

条件	回答（○or×）
1. 経済産業省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、令和4・5・6年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「運送」の営業品目を選択した者であること。（資格審査決定通知書の写しを添付すること。）	（ ）
2. 事業種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。（関東運輸局長が発行する認可書の写しを添付すること。）	（ ）
3. 一法人につき、関東運輸局認可のタクシー所有台数が500台以上であること。（証明できる書類を添付すること。（任意の様式で可。））	（ ）
4. 24時間ETCの装着車が配車可能であり、領収書を発券できること。（証明できる書類を添付すること。（任意の様式で可。））	（ ）
5. 本公募により経済産業省（以下「当省」という。）が契約する全ての者で使用可能な共通タクシー乗車券（料金後払いタクシー乗車券。以下「タクシー乗車券」という。）を無償で当省に提供できること。（本公募により当省が契約する全ての者の間で協議し、当省が提示する仕様書を参考に作成の上、提供できること。）	（ ）
6. 本契約に係る事務手数料がかからないこと。	（ ）
7. 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を適切に行うこと。	（ ）
8. 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時、翌営業日午前中までに当省担当課室まで報告を行える体制を有すること。	（ ）

条件	回答（○or×）
9. 当省担当課室からタクシー乗車券の請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に納入可能なこと。	()
10. タクシー料金請求書を月末締めで、翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに使用したタクシー乗車券を添付の上、提出可能なこと。	()
11. タクシー料金請求時に、当省の各部課単位の明細書（利用日、タクシー乗車券番号、氏名、乗車地、降車地、利用料金、高速料金等、合計額が明記されているもの。）及び電子媒体（エクセル）を当省担当課室に提出できること。	()
12. エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。（使用実態、取組効果の数値がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。）	()
13. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること	()
14. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。（実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。）	()
15. エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。（実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。）	()
16. 旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。（実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。）	()

17. 上記 12. ～16. の条件を満たしていることを確認できる資料又は保証する書類を添付すること。(任意の様式で可。)	()
--	-----

適合証明書に対する照会先：

住 所：

商号又は名称：

担当者名：

電話番号：

F A X 番 号：

M A I L：

(案)
契約書(役務)

案 件	令和5年度タクシーの供給
案件内容・仕様	仕様書のとおり
契 約 金 額	仕様書に記載のとおり
納 入 期 限 (履行期限)	令和6年3月31日
契 約 期 間	仕様書のとおり
納 入 場 所 (履行場所)	仕様書のとおり
契 約 保 証 金	全額免除
そ の 他	支払時期：納入後（毎月） その他、契約条項のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
支出負担行為担当官
経済産業省大臣官房会計課長 名

乙 [所在地]
[相手方名称]
[代表者氏名]